

第 2 1 回
道州制ビジョン懇談会

平成 2 0 年 1 1 月 1 7 日（月）

内閣官房 副長官補室（道州制ビジョン）

午後 6時59分開会

○江口座長 それでは、ただいまから道州制ビジョン懇談会の第21回会合を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご参集をいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、まず鳩山大臣よりごあいさつ、お言葉を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鳩山総務大臣 本日は大変お忙しい中、道州制ビジョン懇にご出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

このビジョン懇においては、大変熱心にいつも議論をいただいておりますこと、改めて感謝の意を表したいと思っております。

中間報告を取りまとめていただいて以降、道州制に関するマスコミ報道も多くなされておりまして、自民党においても新しく道州制基本法に関する委員会が設置されたと聞いておりますし、経済界等においても日本経団連や今日は鎌田会長がお見えでございますが、九州地域戦略会議が提言を取りまとめられるなど、道州制をめぐる議論に熱が帯びてきていると考えております。

私は従来から道州制というのは、日本の行政、あるいは政治行政を救う最大のかぎではないかと従来からずっと思っております。したがって、この間もお話を申し上げたかもしれませんが、江口座長のもとでビジョンが語られるということがとても大事だと思っております。

ビジョンというのはどういうことであるかといえ、国の形を考えること、それを構想することでありまして、そのためには当然日本文明というのは一体どこから来て、どっちへ向かうのかということが含まれなければ、そのビジョンは明確にならないだろうと。欧米の模倣であっていいはずがない。大体欧米の哲学、あるいは地理学、歴史学、みんなそうですが、一つの定型、法則性を導いて、それが全世界で通用すると、こういう考え方をとるのが欧米流の学問なんだろうと思います。それに対して、和辻哲郎が風土論を書いて、風土が違えば人間の気持ちや心が精神構造が違うんだから、そこから生まれる文化、文明というのはおのずから異なるんだという、これは革命的な考え方であったわけですが、現在ではそういうふうな考え方を持たれる方が梅原先生を初めとして、相当多数になってきておられる。

つまり煎じ詰めれば道州制のビジョンというのは、日本型道州制というものをぜひともみごとに構想していただきたいというのが私の座長を初めとする先生方に対する唯一最大のお願いでございまして、絶対模倣であっていいわけではない。

アメリカ合衆国というのを「合衆国」の「衆」は「衆議院」の「衆」と書きますが、あれはこっちの「州」で書けと、ステイトで書けというふうに言う方がよくいますけれども、日本合衆国ではないんだろうなと。道州制になっても日本合衆国ではないんだろうな。制度的には連邦制であっても、日本連邦というソビエト連邦みたいなものができるんではな

いんだろうな。縄文文明以来の非常にウエットな独特の、そして恐らく世界最高の自然との共生思想を持った日本には、日本にふさわしい道州制があると。

どうぞよろしくお願いいたします。

○江口座長 どうもありがとうございました。

まさしく日本型のそういう国の形というものを考えなければいけないと。外国の海外の国々の国の形を参考にするという、それも一つの方法ですけれども、日本は日本独自の、日本の歴史は昔から外来文化を取り入れて、日本化するというのをずっと続けてきているわけです。そういう意味で、外国、海外のそれぞれの国の形を参考にしつつも、独自に日本的な国の形というものを考えるということは、この道州制ビジョン懇談会、我々委員に課せられていることではないかというふうに思います。大変ご示唆に富むお話を大臣にいただきました。ありがとうございました。

それでは、早速ではございますけれども、議事の1番目、道州制の導入に向けた第2次提言についてでございます。お手元に資料1として配付してございますが、これにつきまして日本経団連、日本経済団体連合会の井上洋産業第一本部長にご説明をいただきたいとします。

なお、ご質問、あるいはまたご意見のある方は次の九州地域戦略会議のご説明まで、これがこのご説明が終了する、その後にまとめてご発言をいただきますようお願いしたいとします。

それでは、井上産業第一本部長、よろしくお願いいたします。

○井上日本経団連産業第一本部長 経団連の井上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、座ってご説明をさせていただきます。

本日お配りをしております資料は1-1が本文でございまして、1-2がその概要でございます。概要をベースにご説明をしながら、時々本文のほうも見ていただくという形で進めさせていただきたいと思っております。

私ども道州制の提言を出すのは、実は実質3度目でございます。1度目は第1次提言ということで、昨年3月28日に究極の構造改革というふうな副題をつけまして出させていただきました。その際は、どちらかというと詳細な制度設計よりも、むしろ理念、意義といったものを中心にお話をさせていただいたものでございます。

そのときの考え方は、今までの地方分権改革、政治主導でやっていただきましたが、まだまだ不十分ではないかということ。それから、これからは統治機構を見直して、さらに地域のいわゆる政策立案、遂行能力を高める。さらには、地域経営を実践することによって、国はむしろ選択と集中で国益を重視した政策ができるのであるというようなことを述べたわけでございます。

これに関連して、非常にさまざまなところから支持するというご意見もいただきましたし、おしかりのご意見もいただいたわけでございますが、その後私どもは一応道州制推進委員会という特別の委員会をつくりまして、パナソニックの中村会長、それからアサヒビ

ールの池田会長、お二人に委員長になっていただいて、検討を進めてまいりました。その一応の成果を今年の3月に中間取りまとめという形で第2次提言の中間取りまとめを出させていただきまして、皆様からさらにご意見をいただき、それを最終的にまとめたものがこちらでございます。

先に申し上げますと、この先3次提言、4次提言があるのかということでございますが、道州制は議論をすればするほど、新しい課題が浮かび上がってまいりますので、恐らく3次も4次も出していくだろうということになると思います。後ほどもご説明いたしますが、私どもの今回の提言のポイントを一つだけ申し上げますとすれば、かなり詳細な制度設計について言及をしたということ、ただし区割りについては書いていないということでございます。区割りについては、むしろ地域の皆様がお決めになることではないかということで、若干北海道、沖縄などのことは書いてございますが、基本的には区割りについては今後検討ということになるかと思っております。

それでは、資料第1－2でざっとご説明をさせていただきます。

まず、この提言は大体3つぐらいのパーツに分かれてございます。

最初が道州制に期待される効果でございます。

ここは今まではどちらかというと定性的なものが多うございましたが、少し定量的に作業をいたしました。最初の問題意識については、今まで書いた第1次提言の中で述べたこととほとんど変わりませんが、基本的には私ども経済界でございますので、激化するグローバル競争におくれをとらないように、地域が自立をしていくというところがポイントでございます。そのためのグランドデザインとして道州制の導入を通じた分権型国家の構築と広域経済圏の形成を提案しているんだということでございます。

それから、もう一つ大きなポイントは、これは地域からの改革なんだということでございます。中央が主導でこの問題を進めるということではなくて、地域の皆様から声を出していただいて、それが一つになって道州制というものに結実していくという考え方でございます。まず、そういう観点から地域がみずから汗を流すという観点で、行財政改革をしていただくというのがポイントではないかと思っております。

これは私どもの傘下でございます21世紀政策研究所がまとめた調査結果なんですが、例えば九州7県でいわゆる県の職員を効率化させようということで、人件費をはじき出しますと、大体年間で8,945億円の効果があるということでございます。これは第2次提言の後ろのほうに算出の根拠が書いてございます。33ページでございます。

ちょっと簡単にご説明をさせていただきますと、この33ページの(1)の行政改革の効果というところでございますけれども、この参考資料の図1というのがございまして、これは都道府県人口と人口1人当たりの公務員の人件費をプロットしてまいります。これを回帰式で導き出しまして、非常に効率的なところでやると7県まとめて道州制、道州になりますので、それによって出てくる公務員数、そして人件費をベースにいたしますと、今の各県7県ばらばらよりも、一つにまとまれば大体8,945億円の削減ができるというこ

とでございます。

これを全国に置き直しますと、5兆8,483億円ということで、かなりの金額になります。これを新たな財源として道州がみずからの権限で使い道を決めていくということでございます。御手洗会長はこの8,945億円、すべて例えば住民税減税に回せば1人当たり1万8,000円になるんだと、これは毎年でございますので、1家10万円ぐらい実は税金が減ると、税負担が減るということでございます。そのほかに、当然減税ではなくて、必要な道路整備に回したり、あるいは生活関連の社会資本に回すということも可能だということでございます。

このほか、実はこの中にはもう一つ社会資本整備の効率化の効果も入っています。これは34ページのほうに入っているんですが、ちょっとここは複雑な計算をしておるんですが、34ページにその趣旨が書いてございまして、35ページ、その一番上に図がございします。これは九州域内総生産を生み出すために必要な社会資本ストック量を計算したというものでございます。どちらかと申しますと、今までの公共投資はいわゆる第1次産業に偏っていたのではないかと、総体的に第一次産業に多めに入っていたんじゃないかと、それを効率的に域内の総生産、同じ金額を出すために必要な社会資本ストック量というのを出示てみますと、10年間で8兆7,000億円という数字が出てまいります。これを単純に14で割りますと6,218億円ということで、先ほども申し上げた人件費とこの6,218億円を足し合わせて8,945億円という数字が出るわけでございます。

この先、実はいろいろと我々は試算をしなければいけないなと思っておりますのは、この8,945億円を一体何に使ったら一番効果的なのかというポイントが出てまいると思います。これは経済学的に申し上げれば、産業連関表を使って、その地域の産業構造の高度化に資するようなものに使うのがいいのか、あるいは生活関連に使うのがいいのか、その他先ほど申し上げたように減税に使うのがいいのか、そういったものを一つ一つシミュレーションをしていく必要があるかなと思いますが、こういった金額をとにかく道州が自分たちの手で自由に使えるというのが道州制の最大の意義ではないかということでございます。

それから、2番目の制度設計でございますが、これはかなりいろいろなことを今回提言いたしました。国と地方の役割分担に関して申し上げますと、これは第1次提言に出したものとほぼ変わりございませんが、国の役割は選択と集中を図り、現在20府省庁を半数程度に再編するということは変わりございません。ここに書いてあるようなことが国の役割になるわけでございます。今、金融システム不安というのがございますが、こういった取り組みは国がもっぱらやっていただくということになるかと思えます。

その一方で、道州、基礎自治体は内政上の課題は道州、基礎自治体で分担しながらやっていくということになると思います。この場合、政策の立案から実施、事務事業まで一貫してやるというのが大きなポイントでございます。

その道州制を支える制度としては、幾つか提案をさせていただきましたが、一番重要なのは、最初の丸にございますように、税財政制度の改革ではないかと思っております。1

つは、国税と地方税を再編をし、偏在性の少ない安定性のある地方消費税を充実させることで、地域の財源を充実させましょうというのが一つでございます。

それから、2番目は地方債の起債を自由化するというところでございます。当然ながら、地方債、市場で評価をされるというのが非常に重要ではないかと思っております。さまざまな地域の事業を市場で評価をしてもらって、当然ながらその価格、利率を決めていただくということが必要だということでございます。

3つ目は、地方交付税と補助金の廃止でございます。

これをやってしまいますと、地域に十分な財源が回らないのではないかとということでございますが、そのかわりに①で地方共有税を新設をしまして、国が関与せず道州間の水平調整、財政の水平調整をしていただくということになります。

2番目は安心安全交付金という名前を仮称でつけさせていただきましたが、社会保障や義務教育、警察など、全国的に一定水準の行政サービスを保障するための費用は国から道州に交付するという形になります。これは非常に単純に人口や面積等で決めていくということになるかと思えます。この辺には恣意性の入らない形での交付金制度でやられたらどうかということでございます。

2つ目の大きなポイントは先行導入でございます。

先行導入の場合、我々もいろいろなことを考えました。道州制自体、完全に先行導入するというところで、今特区法がございしますが、特区法を一度廃止して、新しい法律ということも考えたわけですが、現状特区法があるわけですから、この特区法を有効に活用してはどうかというご提案でございます。まずは北海道における特区を成功させるために、北海道からの要請を最大限政府のほうで受けとめていただいて、権限移譲をしていただくということ。

それから、当然権限移譲だけではなくて、財源も一体的に措置するというところでございます。

それから、もう一つは現在の特区法は3つの府県が合併しないと、北海道のような特例が受けられません。それを広域連合を対象とする形で、道州制の先行事例として、モデルとして取り組んでいただくということはどうかということでございます。

次の制度は特例型道州の容認ということを申し上げました。

これは北海道と沖縄につきましては、地理的、文化的、歴史的な要因というものもございますが、現行の区域のまま道州に移行してはどうかということでございます。

その際、北海道なり沖縄にはそれぞれの特殊な事情もございますので、時限的ではございますが、国の財政上の支援を受けれるような特例型道州を考えてはいかがかということでございます。

そのほか、大都市制度の見直し、今政令市、中核市、特例市というような制度がございしますが、これをもう一度御破算にして、新しい制度につくり直したらどうかといったこと。

それから、国会等移転に関する法律というのが今ございますが、この法律を廃止する一

方で、東京を首都とする法律を新たにつくってはどうかということでございます。

この場合、憲法95条に一つの自治体だけに適用するようなものを法令上のものを考える場合には、住民投票が必要であるという条文がございますので、それに勘案しながら東京を首都と位置づけながら、その首都にふさわしい運営をするということをお考えいただければなというふうに思っております。

それから、最後のところは国・地方を通じた議会制度のあり方の見直しでございますが、道州になりましたら、当然道州議会の議員数は現行の都道府県の制度のもとでの議員数よりも相当減るのではないかとということで、過半数、あるいは3分の1という数字を入れてございます。

それから、国政のほうでございますけれども、参議院議員の一定数を各道州から同数で代表を選出する方法に変えてはどうかという提案を申し上げます。これは連邦制をとっている国で、そういった上院は地域代表という色合いの強い方々が出ているケースがございます。それを一部だけでも入れていただいたらどうかということでございます。

そうなりますと、当然1票の格差というのが出てまいります、むしろ1票の格差は参議院のこの部分では基本的に考えずに、できれば衆議院議員のほうでしっかりと1票の格差の是正をしていただくということでいかがかなと思っております。

最後、道州制へのロードマップなのでございますが、先ほど江口座長からもお話ございましたように、自民党のほうでもいろいろと議論があるということもございますし、私どもとしては、まず基本法をできれば早期に制定していただくということをぜひお願いしたいと思っております。

当初、私どもの提言、これをつくっている最中には2010年というふうに書いておったわけでございますが、少しテンポが速くなってきているかなということで、ここでは2009年の検討機関設置、そして基本法の制定というようなことを書かせていただいております。基本法の構成もこの第1次提言の本体のほうの29ページに僭越ながら書かせていただいておりますが、道州制の理念、定義、そして導入の時期、それから国、地方公共団体の責務、あるいは基本計画の枠組み、それからそれを推進するための本部及び具体的な制度設計をする際の諮問会議、そういったものをここに書かせていただいております。これはご参考にしていただければと思います。

これをベースにしながら、約6年間の取り組みの中で2015年の道州制導入ということを目指していただければなということでございます。

非常に駆け足でございましたが、ご説明は以上とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○江口座長 どうもありがとうございました。

大変内容のある、示唆に富んだお話、ご報告をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、続きまして議事の2番目ということで、道州制の九州モデルの答申について

で、これは九州地域戦略会議が平成20年10月30日、つい2週間ほど前ですけれども、取りまとめたものでして、お手元資料2に配付して、皆さんお持ちですね。

それでは、九州地域戦略会議の議長として取りまとめに当たられました鎌田迪貞九州経済連合会会長よりごあいさつをいただきたいというふうに思います。その後、芦塚委員よりご説明いただきます。

まず、会長のほうからよろしくお願いします。

○鎌田九経連会長 本日はこういう機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

皆さんに差し上げる資料としては、表題が余り適当でないんですが、道州制の「九州モデル」答申とありまして、第2次道州制検討委員会の委員長、矢田俊文氏から九州地域戦略会議の議長である私に対する答申という、こういう形になっておりますが、これをそのまま本日の資料に使わせていただいておりますので、こんなことになっております。

まず、この九州地域戦略会議でございますが、九州では九州地方知事会と九経連を含みます経済4団体をメンバーとする九州地域戦略会議というものがございまして、ここで九州の重要な施策、その自立的発展の方向を探るようなこと、そういったことを推進しておりますわけでございますが、この九州地域戦略会議の下に道州制検討委員会を設置いたしまして、まず道州制の導入の必要性でありますとか、道州制の制度設計について検討を重ねてまいったところでございます。

まず、平成18年の10月に我が国の将来のために道州制の導入が必要であると、こういう報告を受け、これを会議で了承いたしました。

引き続きまして、国と地方の役割分担と税財政制度について検討していただきまして、先月末でございますが、10月30日の九州地域戦略会議に道州制の九州モデルとして報告されたものを審議の上、承認したところでございます。

本日、説明させていただくのがそれでございますが、私どもはこのモデルを九州を初め全国にアピールすることによって、全国的な道州制の議論を喚起したいと、そういうふうに考えているところでございます。

道州制の九州モデルは国と地方の具体的な役割分担とそれにふさわしい税財政制度について、その仕組みとメリットを示した地方分権型社会の具体像でございます。モデルの特徴を二、三申し上げて、私のごあいさつにかえさせていただきます。

まず、国の役割を国防、外交、通貨管理など、国家の存立にかかわるものに限定し、法律でこれを列挙することにした点、それから2番目が役割とされた事務については、道州も基礎自治体も企画立案から執行まで一貫して行うことを基本としました。つまりこれまでの行政規模が重層型であったのに対して、分離独立型とも言うべきような行政機構を指向しております。

それから、役割分担に見合う財源を確保するために、国税から地方税へ大幅な税源移譲を行いました。国と地方の税源配分は現在6対4となっておりますが、これが私どものシ

ミュレーションの結果では2対8となります。

それから、4番目の特徴ですが、税源移譲に伴う地域間の財源の偏在を是正するために、地方共同財源を創設したこと、2で2つの例があるんですが、一方のA案という、これは後ほど説明していただきますが、20兆円相当を考えております。

以上がこの九州モデルの特徴でございますが、前提として現行の憲法、それから現行の税制、これを前提としていろいろと試算なり制度設計を行ったということでございます。

以上をもって私のごあいさつにかえさせていただきます。本日は本当にこういう機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、あとは芦塚さんに。

○江口座長 どうもありがとうございました。

それでは、道州制の「九州モデル」答申ということですが、九州というのは本当に一つのモデルになり得るということで、これは7世紀、8世紀、律令の時代から5畿7道というって、そのときから既に九州は一つになっているんですね。そういう長いまとまりというような、そういうこともありまして、一つのモデルとしては非常によろしいのではないだろうかというふう私は思っておりますのでございますけれども、芦塚委員より道州制の「九州モデル」答申ということで、資料に沿ってお話、ご説明をいただきたいと思います。芦塚委員、よろしくお願いいたします。

○芦塚委員 お手元に九州地域戦略会議道州制の「九州モデル」答申のポイントというのがございます。カラーのほう、これでちょっと概要をご報告させていただきます。

理念を見ていただけますか、1ページですが、理念、これは我が国の統治機構、社会の仕組みを抜本的に見直し、新しい国の形を構築するという理念、それから目指す国の形、それから道州制導入の意義でございますが、眺めていただきまして、これはこの理念、目指す国の形、この道州制の意義というのは、ここでビジョン懇談会、いわゆる地域主権型道州制を目指すこの委員会の理念、目的とほぼ同じということでございます。私どももそういうふうを考えます。

それから、4つ目の欄、国と地方の役割分担、これについて、今回私どもはできるだけ国、道州、基礎自治体の役割をできるだけ明確に区分するという、それを基本と考えました。その4番目の括弧の中の左側が国と地方の役割分担をはっきり分けたいということでこういうふうにしております。

右側を見ていただければ、道州の中でも道州と市町村、いわゆる基礎自治体とははっきり役割を分けたいということで、下の図を見ていただきますが、左側は現行制度、現行制度では国と地方の関係が国が多くの政策を企画立案し、地方が執行するという、いわゆる縦の関係でございますが、右側にいきまして道州制下ではそれぞれ役割に応じた事務を企画立案から執行まで一貫してやる、いわゆる横の関係、各行政が横の関係にあるということとであります。

下のほう住民・企業との関係が書いてありますが、サービスと税の関係が書いてありま

すけれども、これもいわゆる今国が税財政移転策で地方をコントロールしている状況にありますけれども、できるだけ地方の自主財源によって財源を確保して、地方における受益と負担の関係を明確にしたいということでもあります。

次のページ、2ページを見ていただきますと、国と地方の役割分担でございますけれども、これはご存じのように、まずは内政は地方に、これを基本原則としまして、それから義務教育、社会保障など、いわゆる全国的な統一性を求められる分野についても、直ちに国の役割とはせず、道州間、あるいは基礎自治体間の連携によって、幅広く地方が担うと、これを原則に考えました。

主な役割、ちょっと表にはしていませんが、国は国家の存立にかかわることに限定するという、国の役割でございます。

一番右側の基礎自治体、市町村は住民生活に直接かかわる公共サービス、これを全般的にやる。そして、補完性の原理で道州全体にかかわる広域的な事務を道州がやるということでございます。

ずっとこれは一応一々検討いたしまして、ここに整理したものでございます。

それから、下のほうにちょっと書いておりますけれども、医療保険、生活保護、ナショナルミニマムのところですが、社会保障制度については、その役割分担でいろいろ議論をやりました。しかし、地方の個性と多様性を重視するという意見、それともう一つもう一方は国民に対する平等、均質なサービスの提供を充実するという意見、両方で意見はまとまりませんでした。今後、議論をされて整理する必要があると思いますけれども、それからただここで公的資金、公的年金、これは国のところに環境・福祉・保健のところに公的年金、真ん中ほど、これについては同じナショナルミニマムのものでありましても、やはりこれは長期的保険制度、保障制度といいますか、国民生活を生涯にわたり平均、均等に保障する目的だと、これは国が企画立案から執行まで一貫してやるのが適切ではないかと私どもは考えました。

それから、3ページにまいりますと、これは5月の中間報告のところにいろいろ検討の過程でいろいろつくったものでございます。住民や企業の関心が高い項目、産業活性化の12のテーマを抽出しまして、結構深く掘り下げて検討いたしました。今どういう状態にあるのか、権限、税財源はどうなっておるのかというようなこと、それから役割分担に戻ったわけですが、そのときに検討したもののこれを取りまとめまして、概略ですが、いわゆる我々の一般生活者等に向けたPR資料、パンフレットに既に載せて紹介をしております。

いわゆる道州制になったらこういうメリットがあるという、その中からちょっと紹介しておりますが、簡単に言いますと生活に密着したこと、医療制度の充実、これは国が持つ医療に関する権限や財源を地方に移して、九州のどの地域でも地域の実情に応じて医療を受けられることのできる体制、大学の医学部の定員、それから医師の育成、過疎地の対応、いろいろなことですが、これをやれるというようなこと、ずっといきますと、九州が一体

となって取り組むことといいましては、対東アジア戦略、3つ目ぐらいにありますけれども、九州はご存じのようにアジアに隣接しておりまして、非常に優位性があります。経済規模も人口も一国に値する値、ポテンシャルがあります。ここの中で私たちはアジアの経済文化圏を構成して交流を深めて、東アジアの成長力を九州に取り込もうという、そういう自立経済圏、これをつくろうということでございます。

あと広域産業政策とありますけれども、それから次のページにいきまして、例えば産業集積の推進、これは国の企業立地の許認可、手続、これを相当多いわけですが、この権限を地方に移譲してもらって、企業立地の窓口を一本化することで活力ある企業の立地推進を図り、産業集積を推進し、いわゆる戦略的な産業クラスターを形成したいというようなことなどでございます。独自の雇用政策、フードアイランド九州をつくるとか、いろいろございます。

右側に5ページにいきまして、明日の九州を担う人材の育成についても、地域性を生かした特色ある教育、多様な教育機会を提供するということがございます。

インフラでいきますと、一番最後に高速交通ネットワーク整備、これは九州各地域での産業活動を活性化するために、高速道路、幹線道路の整備や住民のニーズに応じた生活道路の整備を地域の判断で細やかにスピーディに行います。道路だけでなく、港湾、空港、鉄道の整備も道州が一体となって効率的に行うことで、九州の一体的な発展を目指しますというようなことでございます。

ちょっと次のページにまいりまして、このページは役割分担に見合う税財源確保をどうやるかというシミュレーション、試算をやったわけでございます。

ここでは1番目にありますように、国庫補助負担金を原則廃止しまして、それから国税から地方税への大幅な税源移譲を行って、地方の自主財源を確保するということですが、地域間の税源偏在を是正するために、地方共有財源を創設ということを考えました。

そこにはございますが、道州制のもとで税源再配分案とございます。国税は現在の交付税の中の法人税、所得税の一部と、これは偏在性がかなりあって、景気に左右されますが、ここを国税と、あと関税とか収入印紙税、それから地方共同財源、これにつきましては今の偏在性がかなり少ないほう、消費税あたりを、失礼しました。これは道州制のことですが、道州制のほうには道州税のほうには偏在性が少ない、景気に左右されないのを充てました。そういう考え方で消費税とか関税その他ですとかを充てました。

それから、地方共同財源には法人税、所得税、それから相続税、これを充ててみました。市町村で言えば、今までの市町村と同じように、主として固定資産税、安定税源を持てる、こういう考え方でやっていました。

そして、その結果が7ページにあるように、いわゆる役割分担に合ったこういう税源の配分をやったらどうなるかということでございますが、前提としてA案、B案があるんですけども、A案は年金は国、医療生活保護は道州の役割としました。B案は年金、医療は国、生活保護は道州の役割と、医療あたりはどっちにいくかで10兆円ぐらい違います

ので、こういうことでシミュレーションをやりました結果なんですが、見ていただきますと、国税が真ん中ぐらい、国税がA案ですが、約14兆円、道州税が約40兆円、それから市町村税が33兆円ぐらい、最終の支出が一番下の112兆円ですが、これはそれぞれ18、52、42兆円というこのバランスになります。B案はこれが医療は国とした場合で省略いたします。

次のページにまいりますと、この配分ですが、現行が87兆円、国が約6割、地方が4割ですが、今度のこういう道州制の役割分担を考えて、それを税財源のそれに見合う手当てをしますと、A案もB案も似たようなものですが、2対8、20%が国、80%が地方ということになりました。

以上概略ですが、この答申は冒頭会長が申しましたように、九州の知事会と経済界が同じテーブルについて議論を交わしまして合意いたしましたものでございます。このことが九州の道州制、九州モデルと言っておりますが、最大の一つの特徴ではないかと思っております。

なお、私どもここで中間報告もまた5月からさせていただきましたけれども、最終的にはこの検討、道州制検討、私どもの検討委員会、来年の3月に向けて今からまだ九州の目指す姿、将来ビジョン、それから住民及び国の関心を高めるためのPR戦略、これを検討して来年の3月にまた戦略会議に報告することになっております。

以上でございます。ありがとうございました。

○江口座長 どうもありがとうございました。

今2つの報告をご説明をいただいたわけでありますけれども、それぞれに非常に深いところまで掘り下げて議論していただいて、まとめているということ、大変ありがたいことだというふうに思いますし、またビジョン懇の今進めつつある方向、ベクトルとまた日本経団連、また九州モデルも大体同じ方向で進められているというようなことで、細かいことはともかくといたしまして、一つの方向性が生まれてきているのではないだろうか、最終的に収れんさせるということも不可能ではないのではないだろうかというふうにお聞きをいたしておりました。

芦塚委員、それから井上本部長、ありがとうございました。また、鎌田九州経済連合会会長よりお話をいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、今2人からそれぞれの道州制についてのご説明をいただいたわけですが、何かご質問、あるいはまたご意見のある方、ございましたら委員の方々、それ以外の方でも、またどうぞ、宮島委員。

○宮島委員 大変充実したモデルの答申をどうもありがとうございます。

九州の答申にちょっとご質問をしたいんですけれども、ここまでの話し合いの過程で知事会と経済界と一緒にテーブルについて合意に至ったとおっしゃっているんですけれども、もし議論の過程で知事会といわゆる政治の部分と経済界と意見が分かれたり、議論が大きくなっている部分があったとしたら、まずそれを教えていただけますでしょうか。あと社

会保障に関しては、今ナショナルミニマムとの関係でいろいろな議論がされていて、どこが担うかということは、いろいろなご意見があると思うんですけども、例えば九州の答申の中でも医療をA案では道州にして、B案では国にしているというところは、恐らく議論があったところではないかと思うんですけども、このあたりをもう少し詳しく教えていただければと思います。

○江口座長 どうぞ鎌田会長、よろしくお願いします。

○鎌田九経連会長 当時、私が戦略委員会の議長を務めておりましたので、私からお答えしたいと思いますが、やはりいろいろと議論がありましたのは、今おっしゃっていただいたとおり、社会保障制度をどうするか、公的年金については、これは国であろうと。人が移動して、移動した先で年金の扱いが違いうようでは困るので、これは国が扱うべきだということでありましたが、これは特に医療保険の面でございますが、これは国がやるべきだということ、薬価基準とか、いろいろありますので、国が統一的にやるべきだという意見と、これは国が基準を決めて、実際に執行するのは道州以下であるべきだという意見とこれが両方に分かれたわけでございます。両方というか、もう一つそうじゃなくて、道州で基準を決めて、市町村がやればいいんじゃないかという、そういう3つの意見に分かれました。

それから、生活保護については、憲法で最低限の生活を保障しておるという、そういう建前からいっても、ナショナルミニマムの最たるものであるもので、これは国が保障すべきであるという意見と生活の状況は地方によっていろいろ違うんだから、その生活の状況に応じた生活保護であってしかるべきで、これは地方自治体で市町村で扱うべきだと、そういった意見、これは両論併記しておりますが、こういった点が一番議論になった点でございます。

それから、もう一つ基本的なところでは、これはモデルであるから、徹底した分権を指向するという態度で終始一貫統一して、今言った社会保障についてもすべて地方といった形で集約すべきだという、一本に絞り込むべきだという意見と、そうじゃない、移行過程を考えると、県議会等々に対する説明も要りますので、実現可能な道を選ぶべきで、いろいろな議論を両論併記もやむを得ないし、可能な道を選ぶべきじゃないかといったような意見、そういったところが大きな議論になったところでございました。

それから、もう一つつけ加えますと、九州モデルでは九州の7県を対象にしておりますが、これは知事会で当初から意見がきっちり一致しておりましたが、沖縄は別途特別州の扱いにすると。それから、九州経済界では山口県も一緒に活動しておりますけれども、山口県は中国経済圏であろうと、九州は7県で道州制を指向すると、そういうことになったわけでございます。

○江口座長 ありがとうございます。

それで、細かいことをお尋ねするんですけども、九州のほうで奄美大島についてはどういうふうな感触で議論されているんでしょうか。

○鎌田九経連会長 それはどういう意味でしょうか。

○江口座長 要するに、研修の中に入れているか、外しているか。

○鎌田九経連会長 これは入っております。

○江口座長 奄美大島は九州という中に入っていると。

○鎌田九経連会長 鹿児島県でございます。

○江口座長 鹿児島県ということで入っているということですね。

ありがとうございました。

宮島委員、今のご説明でよろしゅうございますか、何か追加がございましたらどうぞ。

鎌田委員、どうですか、何かご質問ございましたらどうぞお二方。

○鎌田委員 日本経団連と九州地域戦略会議のご報告は非常に参考になる指標をお伺いさせていただきました。

ちょっと脈略がなくお尋ねして恐縮ですけれども、日本経団連のほうに例えば九州でいくと8,945億円が行革になるという試算の概要については先ほど伺ったんですが、時間の許す範囲でもうちょっともし補足的にお話、説明していただけるようなところがありましたらお願いしたいのと、それと要するに行革をしたそのお金を何に使ったらもっと効果的かというあたりに関して今後ということでしたけれども、現段階ではどういうことの議論があったのかということをお願いしたいと思います。

それから、九州のほうに関して、宮島委員の質問と重なるというか、あるいは続きになるかもしれないんですけれども、要するに地方の個性を大事にするのかということと、それから平等、いわゆる国全体として平等、均質をどう確保するのかということ、そこの多分せめぎ合いのところだと思いますけれども、これは今後の議論ではそこのところをもうちょっと詰めることに方向で考えておられるのかということと、先ほど社会保障、医療に関してのお話もありましたけれども、これは教育でも多分同じような、つまり今教育に関して非常に関心が高まっている時期なんですけれども、たしか国が基準を決めてというふうになっていったかだと思いますけれども、そうするとなかなか分離独立型を指向するんだけれども、そのあたりの整理というのがまだ議論の余地があるのかなというふうにもちょっと考えていて、そこをでも割り切って分離独立型にするんだよということで今後ともいわれるということなのかについてもお願いします。

○江口座長 それでは、鎌田会長、芦塚委員、どちら、鎌田会長、まず九経連のほうからいきましょう。

鎌田会長。

○鎌田九経連会長 それでは、今義務教育の例が挙げりましたがけれども、義務教育については義務教育についての基本的なところは国が決めるべきであろうと。しかし、教育の中身、指導要領とか何とかいったようなことについては、地方で決めてもいいんじゃないかと、地方に応じたあり方でやってもいいと思うという意見と、これは教育は統一すべきだという意見と両論あっております。これは問題提起としてそれはそれでいいんじゃないか

ということで、私どももまだあえてそれを一本化するということまでは絞り込んでおりません。これはモデルとして問題提起であって、このまま九州地方でこのまま実施しますというところまでは考えてないということでございます。

○江口座長 まだ議論途上であるということで、いわば中間報告というか、そんなまとめでまとめられたということで、結論ではないということですね。

○鎌田九経連会長 はい、実は先ほどの宮島委員のご質問にあったときにちょっと答えるべきであったんですが、どちらかといえば知事さん方は実施することは非常に重視して考えておられます。これで県議会を説得して実施できるだろうかといったお考え、経済界のほうはどちらかといえば、理想論的になるかもしれませんが、分権ということを徹底すべきだという、そういう意見が強かったように感じております。

○江口座長 どうもありがとうございました。

それでは、井上本部長、よろしくお願いします。

○井上日本経団連産業第一本部長 先ほどご説明した提言のほうの33ページをもう一度ごらんいただければと思うんですが、先ほども申し上げましたように、九州の8,945億円の根拠は2つの要素からなっています。1つは行政改革の効果ということで、これは県の人件費をベースにした分析でございます。このグラフをちょっと見ていただきますと、縦軸に人口1人当たりの人件費が書いてございまして、横軸に人口そのものが書いてございます。一番右にありますのは、これは東京都だとすぐにわかると思うんですが、これは要するに1,300万人の人口に対して大体人口1人当たり1,000円、ですから14万円という計算になりますか、そういう計算になります。

これを九州のベースで7県で実際の人件費と理論上これが全部広域化して7県一つになったときの人件費を出して、その差額が名目値で2,564億円でございます。これは右の表の参考資料、表1の一番下、削減額と書いているところに出てまいります。理論上の人件費と道州制を導入した人件費の差額を引きまして、これが2,500億円、これをデフレーターをかけて実質したものが先ほど申し上げた数字になるわけでございます。これがまず行革の効果でございます。

これに社会資本整備の効率化の効果でございますが、これは手順として34ページの一番最後のほうのパラグラフに書いてございます。公共投資の使い道を変えるというのが今回のポイントでございます。第一次産業への投資が非常に多い、総体的に多いという現実を踏まえて、これを非第一次産業向けの投資に振り向けていくというのが1つ目、その中で同じ域内総生産を実現するために必要な社会資本ストックというものを計測をいたします。その上で、現実と実際の計算をして出てきた試算値の社会資本ストックの差を推計をいたしまして、これが実際に14年間に公共投資をされた額だと見なしをして、これを1年当たりの効率化の効果として出している。

要するに、同じ成果を出すためにどれだけの公共投資が必要かということを産業分類で第一次産業に入れるよりもほかに入れたほうが効率的に同じGDPを生み出せると、そう

いう試算でございます。したがって、当然第一次産業でも非常に地域にとっては重要な産業でございますので、まさにGDP比でいって、本当にわずかしかない第一次産業には入れないという考え方はとれないと思うんですが、非常に単純化をして、同じGDPはもっと効率的に公共投資をやればできるんだぞという数字がこの14年間の8.7兆円、1年当たり6,218億円だというふうにお考えいただければと思います。これを足したものが実質値で8,945億円ということでございます。

それから、もう一つこれをどう使うかという議論なんですけど、私どもいろいろな方々から私どもの委員会でお話をいただきました。最後、実は前の三重県知事の北川さんに来ていただいたんですが、北川さんは明らかにそれは税率という形で反映されるのが合理的だということをおっしゃっていました。

それはどういうことかという、道州制を導入したことによって、税負担が減ったということが特に住民に理解できるようでない、恐らく道州制というのは実現できないであるからだというご議論をいただきまして、これは中村副会長、委員長ももっともだというお話でございました。

○江口座長　ありがとうございます。

草野委員、いかがですか。

○草野委員　幾つかあるんですが、まず井上さんに引き続き伺いたいんですけども、こういう具体的な理論値と現状での差額を出していらっしゃって、プラス例えば省庁の数を今よりも随分と減らすとか、あるいは議員数も減らすとか、そういうシミュレーションをした、そのあたりでの今現在の予算額と道州制に移行した場合のシミュレーションというのは出していらないんでしょうか、もしあったらぜひ教えていただきたい。

○井上日本経団連産業第一本部長　予算額では出しておりませんが、現在非常にマスコミ等でも取り上げられます例の国の地方支分部局の定員削減に関しては、独自の試算をしております。

ご存じのとおり、現在国では定員純減策というものを進行中でして、要するに2010年度末までにかかなりの数を減らそうということでございます。基本的には、定年退職をされた方、退職された方を不補充にしていくというのが基本なんですけど、私どもはこれに加えて地方支分部局から都道府県や市町村に移管可能な事務事業というのがちゃんと決めまして、それによって地方に移管可能な人員数を割り出します。これに加えて、さらに都道府県、市町村側でさらに合理化をすると、要するに引き受けた事業があるとしても、これからは地域がみずからの意思でそれをどこまでやるかというのは決めてまいりますので、それを自分たちで合理化できる範囲を決める、この2つのやり方で定員純減策をさらに進めますと、大体3万2,000人ぐらい国の計画よりも減らすことができるのではないかとということでございます。

したがって、実際に引き続き勤務する方々は当然支分部局に戻るわけでございますが、地方に行く方、それから当然国から地方に行き、さらにこれからはちょっと労働力不足と

いう局面も迎えてくると思うんですが、民間で働く方もこれから出てくるだろうということで、かなりの国の公務員が地方に行き、あるいは民間で働くことになるだろうと、そういう定員数という意味での計算はしてございます。それが実際にどのぐらいの経費になるのかと、経費削減になるかということは、ちょっと計算してございません。これから計算してみたいと思います。

○草野委員 もう一つこれはお二方というか、両者に伺いたいんですけども、九州モデルのほうの道州制に移行した場合の企画立案と執行というのは、それぞれ国、道州、それから基礎自治体というふうに答申のポイントの1ページに記してあるんですけども、この場合の道州の執行というのはどういうイメージなのでしょう。つまり企画立案はよくわかるんですけども、道州が執行するというのはどういうことで、逆に言うと経団連のほうは比較的国と基礎自治体というものが執行になっていて、道州はそのつなぎというイメージでしょうか。

○江口座長 国と基礎自治体のつながりが道州なのかということ、まずそこから、その後芦塚委員、お願いします。

○井上日本経団連産業第一本部長 私どもの考え方は、道州は実際に内政の企画立案から事務事業をすべてやる機関であるという視点に立っております。当然、道州と基礎自治体の役割分担も明確に決めなければいけません、どちらかというところはむしろ道州の中の基礎自治体の力とか、当然比較的面積が多くて人口の少ない、財政能力の低い基礎自治体の多いところは道州がやらなければいけない部分も出てまいりますし、どちらかという基礎自治体がしっかりしているような道州の場合には、それは基礎自治体にお任せすればいいと思うんですね。そういう意味で、そこは完全に制度設計の中であらかじめ明確にきちんと決めるのではなくて、道州にすべてお任せしたらいいんじゃないかということでございます。

基本は道州が広域的な視点からの行政を行う。基礎自治体は生活に密着をした行政を行うということなんですが、いずれも政策の立案は道州も基礎自治体も行います。したがって、道州の中にある基礎自治体は当然道州の行政と一体となって、政策のあり方を常に調整をしながら、地域全体の一体性とか合理性を考えていかなきゃいけないということでございまして、要するに今まで国がやっていた内政上のものはすべて道州、基礎自治体で担うと、そこまでは明確にしておいて、あとは道州ごとによって、大分その色合いは変わってくるのではないかなというのが我々の考え方でございます。

○江口座長 ありがとうございます。

とりあえずそこまでで、芦塚委員の九州のほう。

○芦塚委員 私はこの検討委員会の副委員長をして、私どもが整理したことは、国、州、基礎自治体が1ページにありますように、横の関係にあり、各々が自治立法権、自治行政権、自治財政権といいましょうか、計画立案をそれぞれが自分の役割分担でやって、そして執行までやるのが基本と考えています。ただ執行については、国から道州に委託するこ

ともあるでしょう。それから、道州からまた基礎自治体に執行を委託されることはあるとしても、実際の執行責任はそれぞれがあると、それに裏づけされた税財源の手当てもあるというふうに考えております。

○江口座長 草野委員、よろしいですか。追加質問。

○草野委員 大丈夫です。

○江口座長 よろしゅうございますか、一応また後でありました。

金子委員、よろしく申し上げます。

○金子委員 伺っておりまして、大変うれしく思いました。去年あたりから少しテンポが速くなった。しかも別々に歩きながら、軌道が徐々に一つのものにまとまりつつあるという印象を受けました。

そこで、1つだけお伺いしておきたいのは、道州制推進基本法、これを2009年につくるということになりますと、当然ながら実施は2010年ということになるわけですが、そうしますと、それまでの間に何をどうしていくか、ともかく一步一步の推進がなければならぬ、現在でも今年3月に我々の中間答申が出て、そこでは特区推進法の改正等の意見もあるにもかかわらず、この半年間は何もしないで空費しているわけです。この道州制を実施するというときには、上から一斉にどんと命令で強制的にするのではなくて、経団連の方々、また九州モデルのほうでも、必ず下から住んでいる住民が決めるのだということで、それを基本にされているということでありますから、民主主義のそういった体制下で大きな改革をしようと思ったら、非常に小さい改革のように思えるものでも、数多くそれを連発していくことによって、それが積み重なって、あるとき見ると大きな改革になっておったというふうな戦略、戦術が必要じゃないかと、こう考えるわけです。

現に明治政府の改革方法を見ておりまして、よく調べてみると、大体そのようなやり方で、現在の都道府県制度も一気にできたのではなく、二十数年かかってつくり上げています。その間に何度も改革している。最後に、山縣内閣が大きな制度改革、自分のやった改革をもう一回改革し直しましたが、そういうことがあって、初めて現在の制度に固定してきたという経緯も歴史上ありますので、我々のこれも、基本法ができるまで待っているというのはおかしい。

そこで、既にできている特区推進法というものは、その基本法ができるまでの間に稼動していくツールで、あるものは使いようだと考えて活用する、これからも、そんなツールが増えていく問題だと考えますが、経団連のこれを見ると、この真ん中のところに特区の活用について書いてございまして、この意見を我々も賛成しております。問題はこれをいつどのように実行に入るのかという点についてお伺いしたいというふうに思います。九州のほうでは、このすばらしい検討をなさっておりますが、これを特区推進法というものが現行法としてそこにある。ただ、非常に欠陥のある法律である。これを改正さえすれば、直ちに使えるようになるし、実践を通じて民衆のPR、それから住民の民意起こしもそれで最も効果的に推進できるはずでありますから、この特区の使い方について、北海道に任

せておくのではなくて、九州のほうで第2番目の特区をつくるように、何らかの動きを我々は期待したいと思うのでありますが、その辺のところを。

○江口座長 九州のほうから鎌田会長、よろしくお願いします。

○鎌田九経連会長 実はいろいろな方面から九州が率先して道州制をやってみたらどうかというお話をいただきます。

ただ、私どもが一番心配いたしますのは、道州制推進基本法がどういうものになるか、ちょっとまだよくわかりませんが、道州制に移行するということがきちんと決められていること、それから最も必要だと思いますことは、税財源がきちっと地方に移譲されなければ、これはできないと思うわけでありまして。ですから、形だけ道州に移行しても、予算を国に陳情してもらってくるようなことでは、従来と一向に変わらないと思いますので、私どもは税財源がきちっと地方に移譲されること、これを確認した上でやりたいと。

ですから、自然と全国一斉にというのが基本ではなかろうかと、一応それが決まった上で、先行するところやおくれるところが出てくることはあり得ても、一応の法制度なり税制なりがきちんと見定めがつかなければ移行できないなど、そういうふうに思っております。

それと、住民の理解、それが一番大事であると思います。それをまず、ですから私どもはPRに一生懸命これから努めようと思っております。

○江口座長 井上本部長。

○井上日本経団連産業第一本部長 提言の本体のほうの31ページをごらんいただきたいんですが、表12というものにロードマップというのがございます。

私どもは、道州制の導入とともに非常に重要な改革として、地方分権改革を位置づけております。道州制と地方分権改革は別物だというご意見をおっしゃる方がいらっしゃるんですが、少なくともこの地方分権改革が着実に進展をして、これが道州制につながっていかなければならないという考え方でございます。

先ほどその観点から、地方支分部局の見直し、定数の是正などをこの提言に盛り込んだというお話をいたしました。このスケジュールをざっと見ていただくとおわかりになると思うんですが、国から都道府県、あるいは都道府県から市町村への権限移譲と基礎自治体の行財政基盤の強化、こういうものが地方分権改革でしっかりと行われる中で、道州制の導入が議論されていく必要があるのではないかと考えております。

その上で、今ご指摘のあった広域連合を何とか道州制の先行の一つのモデルにしていこうということで、2009年に基本法の制定をやっていただくのみならず、この道州制特区推進法等の改正をしていただきたいということでございます。これによって、環境保全とか産業振興、そういったものを広域連合が主体となって、みずから権限を持ち、財源を持って、ある種の道州制の模擬的な実験だと思うんですけれども、それをやっていただいて、その上でこの地方分権改革と一体のものとして推進していただくということが必要なのではないかと思っております。こういった実績が積み重ねていきますと、当然どうも道州制という

のはこういう問題も出てくるんだなと。逆にメリットばかりではないということもわかってまいりますので、そこを今度は新しくできた基本法に基づいて設置されます、2010年に書いてございますが、推進本部とか諮問会議でよくもんでいただいて、それをデメリットをメリットに変えていくような新しい制度の必要性というものを議論いただくということで、最終的には2013年に関連の一括法をつくっていただくという流れができてくるのではないかと思います。

要するに、2つの流れを一つにしながら、それをつなぐものは地方分権改革で行われている地方支分部局の見直しと広域連合に基づく特区の推進ではないかと私どもは考えておる次第でございます。

○江口座長 ありがとうございます。

地方分権を進めていく、その先のゴールが道州制だというのは大体ビジョン懇でもまた一致している方向ではないだろうかというふうに思います。

あとは佐々木委員、山下委員、それから太田委員、せっかくでございますし、ご質問とか、またお考えがございましたら、佐々木委員、いかがでございましょうか。

○佐々木委員 皆さんおっしゃっていたことと同様でありますけれども、特に九州モデルの場合は「答申のポイント」のほうの2ページに具体的に基礎自治体や道州がそれぞれの行政というか、サービスについてどういうものを担うべきかというご提案までいただいて、これを我々も前々から必要だと考えていたところでもあります。それを先駆的にやっていたということであるし、さらにはご両者とも次のロードマップも含めていろいろご提言いただいているので、とりあえず伺った限りでは大変すばらしい作業をしていただいたなという感じを受けております。

○江口座長 ありがとうございます。

山下委員。

○山下委員 私からは、ちょっと先走りかもしれないんですけれども、一つ質問させていただきたいんですけれども、大学教育の問題、九州モデルでは大学については道州制ということになっておりますし、大体最近の議論を聞いても、道州制が大学をやるといような議論が多いように思うんですね。私もそれはそれでいいと思うんですが、一つちょっと疑問が残るのは、高度な研究は国がやるという、その線引きがどういうふうになるかという問題でして、道州制の目的の一つが世界で先進的な地位を維持するということであれば、当然高度研究も必要なわけなんですけれども、これが大学と高度研究というのが本当にはっきり分けられるものなのかどうか、私の理解では例えばドイツは大学は連邦の州がやっているということなので、共同研究がどうなっているのか、よくわからないんですけれども、例えば今年のノーベル賞を見ても日本は4人と、ドイツ人の名前はドイツ系の名前はあったかもしれませんが、ドイツ国籍は私は不勉強にして知らないということで、ここ数年の中でもドイツ人の受賞というのはどれぐらいあったのか、特に理科系の分野でそういうことを考えますと、この一般に言われている大学は道州、それから高度研究は国という

ディマーケーションがすっきりできるものなのかどうか、その辺のことについてこれまでのところ、例えば九州戦略会議でご議論があったかどうか、教えていただければと思います。

○江口座長　いかがでしょうか。

どうぞ、鎌田会長。

○鎌田九経連会長　九州地域戦略会議の場では、そこまでの議論はございません。ただ、大学について、ちょっと今の研究レベルでの話ではなくて、大学も全入時代になってきますと、九州の大学、国公立大学でも定員割れするような学部、学科が出てきたりするであろうし、そこでの連携というか、単位取得の共通化といった、そういうことが必要になるであろうということ、これは実は九州地域戦略会議のもとで、夏なんです、夏季セミナーというのをやっております、ここで大学の先生方にも入っていただいて、学長フォーラムというのをやっております。こういったところで、そういった大学の連携の問題についても議論をしていただいております。

それで、これがもう少し煮詰まってくると、大学連携について、その戦略会議でも議論しようと、そういうことは言われておりますが、まだ戦略会議で取り上げて議論している状況ではございません。

○江口座長　どうもありがとうございました。

そういう高度な技術、あるいはまた科学ということについて、どこで線引きするかということについては、個々にそういう具体的なテーマが出てきたときに、その線引きを考えるということになるのかもしれないという、ですから漠然とした中ではなかなか線引きはちょっと環境問題でも、あるいはまた新素材の問題でも、ITの問題でも、いろいろありますけれども、それは難しいかもしれないというような、そんな感じもするんですけれども、それはともかくとして、太田委員、沖縄からご苦労さまでございます。

○太田委員　日本経済団体連合会の第2次提言で沖縄と北海道については、現行の区域のまま道州に移行する。それから財政上の支援についても経過的に、時限的に特例的な措置をしたほうがいいと、提言をいただきました、ありがとうございます。

沖縄県では先月、地方分権委員会の方々がお見えになって、ヒアリングをされました。その中で依存体質からの脱却を早くすべきとか、自立への努力を早目にやりなさいと、いうことを強く指摘されています。指摘を受けて、沖縄側でも財源の問題とか、人材の問題についてこれから検討していきたいと考えています。

○江口座長　ありがとうございます。

財源、税源を初めとして人材を含めて、沖縄のレベルアップというか、あるいはまた民力アップというか、そういうことでありますけれども、大体ビジョン懇でもそうです。私もそうですし、またいろいろなところから出てきているところも考え方もそうですけれども、沖縄単独州の方向でどこも考えられているようで、その点太田委員、いかがですか、よろしゅうございますか。そういうふうな、それが沖縄の民意というふうに考えてよろし

ゅうございますか。

○太田委員 現在、各種シンポジウム等でアンケート調査をしています、大体8割が単独州という結果です。次に多いのが東京と一緒に、それから九州という結果がでています。多分自由民主党の中で東京と一緒にいいんじゃないかという意見があったりするものですから、財源の豊富なところと一緒に合ったほうがいいという考えの方がいるようです。大体8割方は単独州賛成です。

○江口座長 8割方が単独州がいいと、東京と一緒にいいというのは何%ぐらいですか、5%、1けた。

○太田委員 そんなにはないですね。3%強ぐらいでしたでしょうか。

○江口座長 ああ、そうですか、九州というのはどうですか。

○太田委員 九州は1～4%でした。

○江口座長 わかりました。

皆さん方からご意見を伺いましたけれども、日本経済団体連合会の道州制に対する提言も、また九州地区戦略会議の九州モデルについてのお話も非常に私どもビジョン懇としては参考になったというか、非常に力強い内容、お話をいただいたというふうに思っております。

そこで、せっかくでございますので……。

○鎌田九経連会長 座長、ちょっとすみません。一言私の発言で訂正をさせていただきたいことがあって、宮島委員のどういう議論があったかというところで、何か知事さん方が消極的で、経済界が積極的みたいなことをちょっと私は申し上げましたが、これは正しくなかったなと反省しております。知事さん方の中にもナショナルミニマムだとか、それから全国一律の扱いが必要だとか、そんなことを言うしまうと、現行と変わらないじゃないかと。分権を指向すべきだということを強く主張なさった知事さんもおられますし、さっきのあれは訂正させていただきます。すみません。

○江口座長 ありがとうございます。

知事の皆さん方はいろいろご意見があるということで、一概に消極的ということではなくて、非常に積極的な知事さんもありますよと。

○鎌田九経連会長 たくさん。

○江口座長 たくさんといっても7県ですから、7県でたくさんというと5県ぐらいですかね。

それでは、一応経団連のほうも、それから九州地区戦略会議のほうもお話をいただき、また各委員の方々からご質問もいただいたり、またお答えもいただきました。

本懇談会は道州制基本法ということの議論と言うことですが、一段落したところで入る前に松波政務官にちょっとお話をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○松浪政務官 皆さん、本日は非常に建設的な御議論があったというふうに私も認識をし

ております。

冒頭、鳩山大臣から非常に文化的な道州制論が出ましたけれども、私も私のホームページには道州制思想論というのを書いておりまして、まさにこの道州制がどうして必要なのかということになりますと、やはり我々は先進国の中でも最も速い勢いで少子高齢化を経験し、そして成熟社会の中での人口減少という、未曾有の人類が初体験をするこの現状において、社会保障と、そして経済を両立するためにはどのようにすればいいのかという、まず我々が危機意識を持たねばならないと。

その中で、やはり江戸時代、歴史の時代のうねりの中で、最も日本が連邦制に近いと言われた江戸時代から中央集権になって、そしてそれに次ぐ、我々は今新しい国の形をつくっているんだという、このパラダイムシフト、本当に大きなパラダイムシフトの転換点にこの道州制はあるということ、まずコンセンサスとしては持たないといけないなというふうに思うわけであります。

そこで、私はいつも議論して思いますのは、これは自民党の中での議論もそうなんでありまして、ついつい国と道州と市町村ときっちりと分けてしまうということがあるわけでありまして、それも一つの選択肢ではあるとは思いますが。

この九州のイメージも非常に道州制になったときに、色分けがきっちりとしているんですけども、国が基礎自治体に関与するのではなくて、せめて州とはちょっと関与する部分があってもいいんじゃないか。州は基礎自治体と関与する部分があってもいいんじゃないかと。州と基礎自治体の部分については、非常に柔軟に考えたほうがいいんじゃないかというのが割と自民党内の若手の意見でありまして、道州と基礎自治体の関係というのはもっと自由度を持たせるということになりますと、いきなり自由度を持たせるといっても、それは非常に荒唐無稽というか、難しい話でありますので、我々ビジョン懇といたしましては、やはり任せ方についても、基礎自治体と、それから道州のあり方を、A案、B案、C案ぐらいで、そのプロットタイプというのをこれからやはり具体的に見つけていって、それぞれにそれを選んでいただいて、そこからカスタムをしていただくというようなことが大事ではないかなと。

ですから、やはり必要なのは独自の独立心でありまして、私は生活保護といいましても、これは憲法が保障しているといっても、それぞれの道州で、生活保護を国からで一律という必要が本当にあるのかどうか。特に、生活保護につきましては、私の選挙区でもあるんですけども、息子も働かせて、ふだんは生活保護をもらって、スナックを経営して、月収は60万円とかいう生活保護の方もいらっしゃるわけで、やっぱり現場に近いほうがこういうものに対するチェックというのは効くわけですから、国が国がということはなかなか難しいんじゃないかと。教育につきましても、やはり私はうちの州は、こっちは30人学級だけれども、こっちは50人学級だ、お金がないから。でも、50人学級のほうが30人よりいい教育をしているとか、こっちは公設民営化であるとか、九州は男女7歳にして席を同じゅうにせずの政策なんだとか、それぐらい大胆に教育というものもやらな

いと、今の子供たちは本当にひ弱になっています。最近は政治家も年配でもひ弱な雰囲気ですけれども。

それはそれといたしまして、やはりすべての面での独立心を見せて、ただ我々は鳩山大臣がおっしゃったように一つの国でありますから、やはり東北に行ったら死刑があるけれども、九州に行ったら死刑はないらしいよというのは、日本にはそぐわないんじゃないかと。それがやはりオリジナルの道州制という意味かなというふうに私は考えております。

ただ、今喫緊の問題は、私も先日ちょっと立ち会ったんですが、地方分権推進委員会のほうで、農政局と整備局を渡すという方向なんです、できることはやればいいと思うんですけれども、やはり私は都道府県の、農政局は別にしまして、整備局みたいなものは、なかなか都道府県の枠組みで何とかやってくというのは非常に難しいわけでありまして、それを広域連合に任すのか、それはどういうふうにするのかということもあるんですが、この先に地方分権推進委員会がやっぱり地方分権推進法というものも出してくるわけでありまして、そこでの連携を井上部長にも、それからまた鎌田会長にも、今地方分権推進委員会との絡みでどういうふうに我々が進めばいいのかという御感想について伺いたいというふうに思います。

この連携がうまくいかないと道州制は実現をしないわけでありますから、我々といたしましても、江口座長には必要であれば、中間報告を出したばかりでありますけれども、緊急提言ぐらいをいただいて、我々も道州制に至るステップを一つに限らないで、こういう形もある、こういう形もある、こういう形もあるという選択肢を柔軟に示していただければというふうに思います。お二人から特に地方分権推進委員会との関係についてご意見を賜りたいと思います。

○江口座長　せっかく政務官からご質問がありましたので、その辺は鎌田会長どうですか、地方分権推進委員会と。

○鎌田九経連会長　具体的に農政局と地方整備局の廃止についてちょっと触れられましたので、それを例にちょっと感想を、本当の思いつきにしかすぎませんが、大体九州で考えた場合に、特に農政局の廃止、これは農政局の絡みの仕事というのはほぼ各県単位の仕事であるように思いますので、現在の県でもほとんど受けられるんじゃないかと思えます。

ただ、整備局のことになりますと、河川でも県境を越えた川があるといったようなこともあるんですが、これについても今おっしゃいましたとおり、広域連合といったような形で協議をして話を進めるということで、十分これは受けられる。当初、そういった地方の出先を廃止するためには、それを受ける受け皿をつくるのが先じゃないかと考えておったんですが、ただ現状を見てみますと、必ずしも不可能ではないなという感じで思っております。

空港についても、九州の場合はこれは国で、地方空港は佐賀の地方空港だけなんですけれども、国ではありますが、各県に1つずつ、福岡県の場合は2つあるというような状況

でありますので、これも県で十分こなせるし、道州制に移行すればもちろんのこと、州で十分に受け皿になり得ると、そんなふうに考えております。

○江口座長　ありがとうございました。

井上本部長、どうですか。

○井上日本経団連産業第一本部長　今、鎌田会長のお考えをお聞きしましたが、ほとんど私どもも同じでございます。私どもが調べたところでは、農政局だけで1万5,000人、1兆1,500億円、それから整備局でやはり1万5,000人、8兆円以上、これが地方に移譲されるというのは大変なインパクトのあるものだと思いますので、私どもとしてはもちろん障害はあるかと思いますが、広域連合等の受け皿をしっかりとつくっていただいて、ぜひ実現していただきたいなというふうに思っています。

○江口座長　どうもありがとうございました。

いろいろ議論していただきましたけれども、あと15分ぐらいで終わりたいと思っておりますので。

○草野委員　座長。

○江口座長　どうぞ。

○草野委員　逆に政務官にご質問していいですか。

党内の、多分ほとんどの国民は本当にやるのやらないのと、やっぱりわからないと思うんですよね。本当にやるの、話が進んでいても本当にやるの。その空気というか、温度というか、そういうのは今現状どんなふうにお考えですか。

○江口座長　要するに、政府与党にやる気があるかどうかと、端的に言えばこういうことですね。やる気があるんですか。

○松浪政務官　自民党のほうでは、昨年までは道州制、第2次中間報告を出したときは調査会でありまして、調査会というのは非常に力があるんですけれども、5兆8,000億を扱うのも道路調査会なんです。道州制調査会は実はその一つ上に今位置をするようになりました。というのは、推進本部と言いまして総理直轄の機関になったわけで、これをやりますと党の綱領第七十何条機関という名前だったと思いますけれども、そういうことで、直轄でやるというのはやはり大きな自民党としての意思のあらわれではないかと。

国民の皆さんにやはりご理解いただくには、私はこれをなぜ道州制思想論と申しているかといいますと、決して日本の政治家の数、イギリスでも下院は646ですから、多いとは言えないわけでありまして、明治維新のときの武士にかんがみますれば、身分も捨てて、まげも捨てて、刀も捨ててということでしたから、やっぱり今政治が年金問題から何からということで、非常に不満の意思が国民の皆さん、もう政治は今信頼を失墜しているわけです。そのときにやはり道州制という新たなパラダイムを通じて、政治家はみずから首も切りますよと、国家公務員も地方公務員化しますよという流れにどうしても総理に動いていただかなければ、私はもう今の政権すら危ないというふうに思っております。

本能的に私は地元では、「子供たちへの贈り物、道州制」と書いて、地球に道州制と書

いて、それを渡している写真で、これをポスターにしているんですけども、私のところに行きますと、僕の顔を見たら農家のおっちゃんが出てきて、「おう、道州制」というふうに言うので、やっぱり皆さん明治の司馬遼太郎さんの小説なんていうのはすごく読まれていますので、日本の中での文化として、変化への意思というのを、我々政治家が身を正してやれば、雰囲気は一気にできてくるのかなと。この勢いをどういうふうに出せるかが我々政治家の仕事かなというふうに思っています、やらなければやられると思います。

○江口座長 ビジョン懇というよりも私個人として、この1年間で109回の地域主権型道州制の講演を頼まれまして、明日も名古屋に行くんですけども、明日で110回目になるんですよ。110回記念をしなければいけないですけども、そういうようなことで私の感触では、国民のほうはこのビジョン懇が始まるまでは1けた台の道州制に対する理解度、認識度だったと思いますけれども、今40%から45%ぐらい、まだ過半数には行っていないんじゃないかなというふうに思います。この道州制ビジョン懇が終わるまで、再来年の3月31日までですけども、大体恐らく65%から70%に国民の理解は出てくるのではないだろうか。

経団連のほうの表でしたか、世論調査がございましたね。一番最後の資料1-1ですけども、ここに書いてあります道州制の考え方の評価ということを見ていただいてもおわかりのとおり、もちろんわからないという人も、どちらとも言えないという人もいますですけども、評価できないという人たちが17%、11%、女性で22%、17%ぐらいまでになってきている。理解している人が44%、先ほど私が45%と言いましたけれども、大体そんな感じで。

あと先ほど申し上げましたのを繰り返しますけれども、再来年の3月31日までとにかく講演をして回って、またいろいろな委員の方々も回っていただいているようでございます。堺屋委員とか長谷川委員とかそういう方々にお話を聞かしても、今のところ地域主権型道州制ということで講演をしているということで、頼まれるというようなことから、こういうことで委員の方々のお力添えもいただいて、これから2年間で65%から70%ぐらい評価できるというところまで持っていくことができるのではないだろうかというふうに、国民のほうは思っているんですけども、私も松浪政務官に質問をさせていただきたいんです。

松浪政務官は100%道州制というようなお考えというかご意見ですけども、率直なところ、政府与党は何%ぐらいやる気があるんですか。

○松浪政務官 これはやはり危機感によるものだと思います。郵政民営化のときに、郵政民営化に反対の議員というのは自民党に非常にかつたわけでありまして、その流れは小泉総理によって完全に覆されたわけでありまして、政治家というのはそういう意味では弱い生き物でありまして、私みたいな過激派ばかりではないわけなんですけれども、ただこの必要性とか、私がさっき申し上げたような歴史認識とか、そういったところで本

当にチェンジだというのは、別に民主党に政権を変えるだけのチェンジじゃなくて、本当に国を変えるチェンジというのは何なのかというのを総理が訴えれば、郵政民営化という難しい5文字を皆さんよく覚えられたわけですから、道州制は3文字ですから、もうちょっと早いんじゃないかなというふうに思っております。

郵政民営化なんかと比べものにならないメリットを示すこと、先ほど井上先生がおっしゃっていたように、税金が下がらないといけない、それから今のままでは子供たちは3人に1人で支えるんじゃないじゃなくて、1.5人に1人で支えるときのリスクヘッジとしての、私は前にも申し上げましたが、外国人労働者を全国で受け入れるんじゃないじゃなくて、EPAなんかもこちらで任してリスクヘッジをする、特に社会保障については、今の厚生労働省のやり方だけでは無理です。アメリカ型のナーシングホームで対応する州とか、それから今の老健とか特養で対応する州とか、在宅で対応する州とか、そういう多様性を持って日本も実験をしないともうとてももたないんじゃないかと。

あと1点は、さっき大学の話がありましたけれども、医療機器が日本は大変やられているんですね。医工連携というのが進んでいないんです。なぜかといいますと、医学部、工学部、理系ですけれども、医療機器学部というのは日本にはないわけですね。幾ら医工連携を言ってみても、海外の医療機器学部には負けるわけですから、それが州立大学であろうと、国立大学であろうと、どこかに一つあれば、そこで産業集積というのがかなりの部分可能ではないかなと私は思っております、そういう夢とか希望とか、夢も希望もないとマインドが下がる、まさにマインドを上げるための改革だということを位置づけられるかどうかにかかっているのではないかなと、多弁を要しました。

○江口座長 いえいえ、お若いながら、まことに政治家らしいお話をいただきまして、具体的に何%というような、そういうお話はいただけませんでしたけれども。

○松浪政務官 我々が変わるんですね。

○江口座長 これからどんどん私もいろいろな政治家の方々と接触し、あるいはまた会いたいということで、いろいろな政治家の方々と今お話をしているんですけれども、お会いするほとんどの方々というよりも、賛成だからということで連絡なりお話においでになると思うんですけれども、私の感じでは、自民党では55%ぐらいの人たちが賛成しているんじゃないかというふうに感じております。政府のほうはもう圧倒的に麻生総理が地域主権型道州制というのを所信表明でも言っておられますし、それから衆議院の予算委員会である議員の質問に対する答弁で、地方分権の先に私ははっきりと地域主権型道州制を考えておりますと、そういう答弁をしておりますので、そういうようなことでだんだんと道州制に対する理解も政府与党の理解も増えていく。

それから、公明党のほうももちろんそうですけれども、賛成と、全体的に賛成ということになっていきますので、そういうようなことでかなり政府与党というふうに限定すれば、55%ぐらいは道州制に、そしてこれから1年半でやっぱり70%ぐらいの国会議員の先生方、あるいはまた政府も賛成ということになってくるんじゃないかと。最終的にそのとき

総理が麻生総理であることを願っているんですけども、麻生総理が小泉総理のように決断をしていただければ実現できるものというふうに私は個人的には大いに期待しているというところでございます。

それでは、次に議事の４番目としてというよりも、最後ですけども、実はこれが今日のビジョン懇の本題なんですけれども、道州制基本法の骨子について議論したいと。あと、20分間ぐらいですけども、あとでちょっと申し上げますけれども、12月１日にビジョン懇を開催させてもらいたいなというふうに思っているという、その理由については後ほど申し上げます。

お手元の資料４として、参考法律を事務局に準備してもらいましたので、事務局よりご説明をいただきたいと。杉本参事官から資料に沿ってご説明いただきたいと思いますので、杉本参事官、よろしくお願いいたします。

○杉本参事官 それでは、資料を説明させていただきます。

○鎌田九経連会長 引き続きおってよろしいでしょうか。

○江口座長 どうぞ、どうぞ。御用とお急ぎでなければ、どうぞ。

○杉本参事官 それでは、資料４をお開きいただきたいと思います。

道州制の基本法の骨子の検討に当たりまして、参考となるような法律につきまして、少し掲げさせていただいているところでございます。

まず、１番としまして地方分権改革推進法ということで、基本法ということではございませんが、一番道州制とか地方分権ということにかかわりの深い直近の法律ということで挙げさせていております。

この法律によりますと、第１章は総則といたしまして、目的、基本理念、それから国と地方公共団体の責務について書かれております。第２章といたしまして、地方分権改革の推進に関する基本方針ということで、１つ目には国と地方の役割分担というもので、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねるということですか、２つ目のボツでは役割分担に応じて税財源の配分を考えるということ、それから受け手の側の地方公共団体の行政体制の整備といったことを掲げております。第３章といたしましては、地方分権改革推進計画にのっとりやるという、その計画づくりを内閣のほうに義務づけておりまして、さらにそれを具体的に検討する機関といたしまして、地方分権改革推進委員会を位置づけているというところでございます。

次に、11年前に道州の、いわゆる一次分権改革と言われる時期につくられた法律でございますが、これについても大体同じような構成になっておりまして、第１章が総則、目的、基本理念、国と地方公共団体の責務ということ。それから、第２章で、地方分権の推進に関する基本方針が定められております。第３章では、分権計画の内容について、それから第４章では地方分権推進委員会について書かれております。

１ページをおめくりいただきまして、また国のあり方ということに関連する法律といたしましては、国会等の移転に関する法律というのが平成４年にできておりまして、これは

議員立法でございますが、これのつくりといたしましても、よく似ておりまして、第1章が総則、それから第2章が基本方針という形になっております。第3章が審議会、国会等移転審議会について、第4章が、これは少し特徴的でございますが、移転に関する決定ということで、手続的なことについて書いているところでございます。それから、土地投機の対策について第5章で書かれております。

それから、いわゆる基本法と言われるものにつきましては、4と5で書かせていただいております。

4番が海洋基本法でございまして、昨年つくられておりますが、第1章が総則、第2章が海洋基本計画、第3章が基本的施策ということ、それから第4章で総合海洋政策本部について書かれております。

次のページの5番でございますが、住生活基本法におきましても、第1章が総則、目的基本理念、それから国と地方公共団体の責務、第2章が基本的施策、第3章が住生活基本計画、第4章雑則というようなことでございまして、4ページ目に基本法と名のつくものはずっと並べさせていただいておりますが、基本的によく似た構造になっておるかというふうに思っています。

以上でございます。

○江口座長　ありがとうございます。

そういうことで、今日は道州制基本法の骨子について、皆さん方、委員の方々、また今日はせっかくですから鎌田会長、また井上本部長はもういないか、ご発言、どうぞお感じになったら自由にさせていただいたらいいと思います。

基本法ということで、皆さん方、どうぞご自由に御発言をいただきたいというふうに思います。

それでは、先ほど堺屋委員のほうから、今日欠席をされているんですけども、電話とペーパーが送られてきまして、それで道州制ビジョン懇への提言、資料5を見ていただきたいというふうに思うんですが、この1だけ読ませていただきます。

平成21年度通常国会に「道州制基本法（仮称）」を提出、成立を目指すべきである。内外の経済、社会情勢は激動、我が国としても新時代に対応する改革を確実にすべきである。このため、平成21年度、通常国会に「道州制基本法（仮称）」を政府提案として提出、成立を図るように答申する。

そういうようなことで、あと以下書いてあるんですけども、こういうようなことで基本法を21年度通常国会に提出するよう答申したいというような意見がまいてっております。

3ページにそのスケジュールが書かれております。

今日電話で堺屋委員のほうから、これについてはぜひ説明をさせてほしいと、今日はよんどころない事情で欠席をしてしまうんですけども、非常に残念だと、ぜひ自分の意見を皆さん方に聞いてほしい、そして議論していただきたいと、こういうことでございました。そういうことで、これを見ていただくのもよし、またご自分の御意見でも結構でございま

す。

それで、これも先ほど12月1日ということを申し上げましたけれども、堺屋委員のほうから自分の説明を聞いてほしいけれども、日程的に12月1日の4時から6時、16時から18時、この間で皆さん方に聞いていただけないだろうか、日程をとってもらうように座長として調整してもらえないだろうか、こういうお話がありましたので、一言申し上げておきます。

私も道州制基本法というものについて、ここでいろいろとばらばらにお話をさせていただくのも、それも一つの方法かもしれませんが、よしあしは別にしまして、何らかの考え方を基軸にして、それでいろいろと議論をしていったほうが効率的ではないだろうか。12月1日というのは、12月中ごろというか、10日を過ぎるとそれぞれいろいろと年末ですので忙しいということもありますので、12月15日に税財政専門委員会との合同開催がありますけれども、その前に12月1日にご出席いただける方、あるいはまた道州制基本法の骨子について意見を持ってきていただくということにして、今日は一応この辺で、あと10分もありませんので、終わらせていただいて、12月1日ということで開かせていただくというわけにはいきませんか。

よろしゅうございますか。

宮島委員、草野委員、草野委員はテレビでお忙しいと思いますが。

それではひとつ、12月1日にこの堺屋案をもとにして、この道州制基本法について検討するというので、12月1日の4時から6時まで、16時から18時まで。と同時に、道州制基本法、これを見ていただきながら、それからもう一つ、先ほど経団連のほうからもこの基本法の29ページ、資料1－1の29ページにまとめられていますけれども、こういうものも含めて、皆さん方にぜひご意見、あるいはまたお考えを述べていただくことにしたいというふうに思います。

今日は道州制基本の骨子に関するビジョン懇談会ということであったと思いますけれども、そういうことでぜひ12月1日ということでお願いできますか。そういうようなことで、ほかの委員の方々にもご連絡をとらせていただきますけれども、また出席いただける方だけでも結構ですので、まず12月1日、杉本参事官、よろしゅうございましょうか、お願いできますか。

○杉本参事官 皆さんにご連絡させていただきます。

○江口座長 よろしく。それでは、そういうことで、今日は議論しても中途半端に終わってしまいますので、今日はこれで終わらせていただきます。

先ほど申し上げましたように12月15日でございますが、12月1日は臨時でビジョン懇、12月15日は税財政専門委員会との合同開催ということで、12月1日と15日というので行いますので、詳細につきましてはまた事務局よりご連絡させていただきます。よろしくお願いたしたいと思います。

では、以上をもちまして、本日の道州制ビジョン懇談会の第21回、終了させていただきます。

きたいと思います。どうもありがとうございました。

午後 6時54分閉会